

赤村建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成25年3月19日策定

令和6年1月12日改正

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成24年1月30日付け林振第2698号。）に即して、村内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を以下のとおり定めるものである。

第1 村内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて村民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的な機能が、持続的に発揮されることが極めて重要である。

赤村の森林面積は22.51k㎡と総面積の7割を有しており、木材の利用促進は森林の整備に繋がり、温もりのある快適な生活空間の形成や、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。

また、公共建築物は広く村民一般の利用に供されることから、公共建築物に重点を置いて木材の利用促進を図ることにより、直接的な効果はもとより、一般住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

村は、建築物における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材育成等を図るため、CLTや木質耐火部材等の先進的な技術の普及の促進、関係団体と連携した中大規模の木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 住宅における木材の利用の促進

村は、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対する情報提供、木造住宅に関する展示会の開催、その他需要の開拓に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

村は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の

活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

村は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

村が建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定に即した活動を促進するため、木材利用に係る支援制度や技術情報の提供、財政上の配慮等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、協定や取組の内容をホームページで公表する等、情報発信を行う。

5 木材の利用の促進の啓発

村は、関係団体と連携し、村民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用促進を図る。また、ホームページやパンフレット等を活用した事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に村民への普及啓発を行う。

特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間においては、木材利用に関する関連イベントの実施に努めるとともに、各種媒体における情報発信等により、村民の間に広く木材利用の関心と理解を深めるものとする。

6 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び同法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く村民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院、環境衛生施設、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）、研修施設、農林水産施設、公営住宅等の建築物。

(2) 村以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く村民に利用され、文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等。

7 村内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 公共建築物の木造・木質化の促進

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。次の8の積極的に木造化（注1）を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化の促進を図るものとする。

また、木造化が困難な施設においても、内装等の木質化（注2）に努めることとする。

(2) 公共土木工事における木材利用の促進

公共土木工事においては、周辺の環境との調和を考慮した木材利用を積極的に促進する。

また、土木用資材として、資源の有効利用及び環境に配慮した資材の活用を促進を図るものとする。

(3) 備品等における木製物品の利用促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図るものとする。

(4) 木質バイオマス燃料の利用促進

公共建築物において使用される暖房器具やボイラーについて、適切な維持管理の必要性や木質バイオマスの安定的な供給確保等を考慮し、木質バイオマス利用の促進を図るものとする。

8 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物の整備においては、6の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下の公共建築物については木造化を促進する対象としないものとする。

○木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・警察留置施設等の収容施設で治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・木造以外の構造であって伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・文化財等を収蔵又は展示する施設で保安または防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設など

なお、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第2 村が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物の木造・木質化の推進

(1) 公共建築物の木造化

村は、その整備する公共建築物のうち、第1の8の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として木造化を図る。

(2) 公共建築物の内装等の木質化

村は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に村民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

なお、(1)における木材利用にあたっては、村内の森林整備の促進、関連産業等の振興を図るため、地元産（地域材）の木材を可能な限り使用するものとする。

ただし、長尺、大断面等の特殊材で村内における調達が困難な木材については、県域を越えた木材の調達を検討し、木材利用促進に努めるものとする。

2 公共土木工事における木材利用の推進

村は、公共土木工事において使用される工事用資材について、木材の利用を積極的に推進するものとする。

また、公共土木工事における木材利用にあたっては、地元産（地域材）の木材を原則として使用するものとする。

3 備品等における木製品の利用推進

村は、公共建築物において使用される備品及び消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用を推進するものとする。

4 木質バイオマス燃料の利用推進

村が暖房器具やボイラー等を新設又は更新する場合は、施設整備や維持管理コスト並びに維持管理体制等を考慮し、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第3 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

赤村方針の推進に係る関係課室局の役割と公共施設等の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は次のとおりとする。

関係課室局の地域材利用促進における役割と対象施設等

| | |
|-------|--|
| 総務課 | 総務、防災担当所管事業、研修施設に係る地域材の利用促進 企画調整担当所管事業、公園施設、観光施設に係る地域材の利用促進 |
| 住民課 | 福祉、医療、保健、環境衛生、高齢者、児童施設に係る地域材の利用促進 |
| 産業建設課 | 村営住宅、農林水産施設、木造住宅の振興に係る地域材の利用促進 |
| 教務課 | 公民館、社会教育施設、社会体育施設、教育施設に係る地域材の利用促進 |

(注1)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注2)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。